

「住民基本台帳ネットワークシステムについて」

令和3年9月2日
総務省自治行政局

- 住民の利便の増進と国及び地方公共団体の行政の合理化に資するため、平成11年の住基法改正により、全市区町村の住民基本台帳をネットワーク化し、全国共通の本人確認ができるシステムを構築。
- 市区町村は都道府県に、都道府県は地方公共団体情報システム機構(J-LIS)に、それぞれ本人確認情報(氏名、住所、生年月日、性別、住民票コード、マイナンバー及びこれらの変更情報)を通知(住基ネット回線により送信)。J-LIS及び都道府県は、通知を受けた日から起算して150年を経過する日までの期間、本人確認情報を保存。
- J-LIS、都道府県又は市区町村は、法律又は条例で定める提供先及び事務について、必要な本人確認情報を提供。

J-LISによる本人確認情報の提供

- 別表第1から別表第4までに掲げる機関から、住基法別表に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の9、第30条の10第1項第1号、第30条の11第1項第1号、第30条の12第1項第1号)
- 都道府県又は市区町村から、マイナンバー法第9条第2項の規定に基づき条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の10第1項第2号、第30条の11第1項第2号、第30条の12第1項第2号)
- 都道府県又は市区町村から、住民基本台帳に関する事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の10第1項第3号、第30条の11第1項第3号、第30条の12第1項第3号)

都道府県による本人確認情報の提供

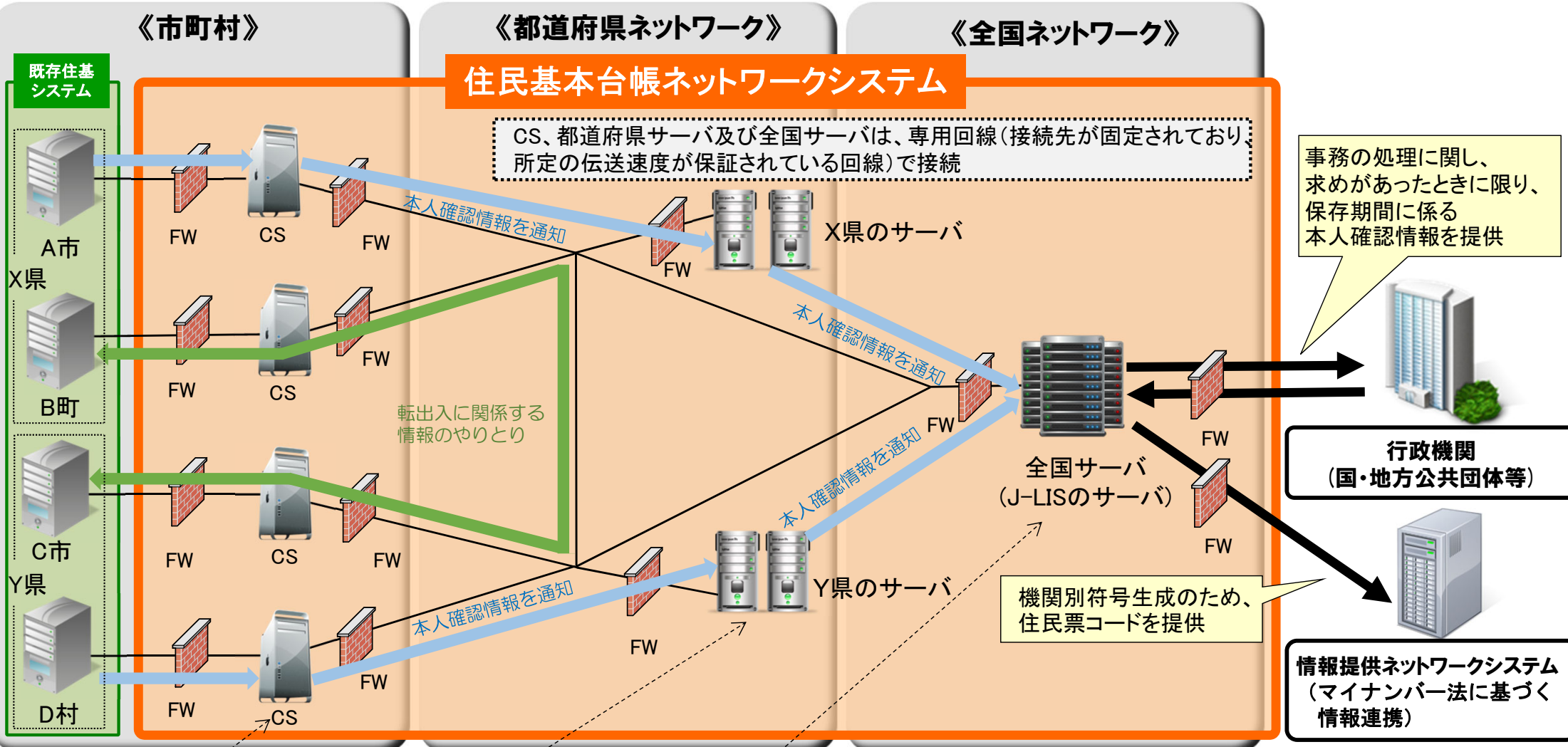
- 別表第6に掲げる機関から、別表第6に掲げる事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の15第2項第1号)
- 当該都道府県の条例で定める知事以外の執行機関から、条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき(同項第2号)

市区町村による本人確認情報の提供

- 他の市区町村の条例で定める市区町村長その他の執行機関から、条例で定める事務の処理に関し求めがあったとき(第30条の14)

- 都道府県は、次の事務に、本人確認情報を利用。
 - 別表第5に掲げる事務(第30条の15第1項第1号)
 - 本人確認情報の利用につき本人が同意した事務(同項第3号)
 - 条例で定める事務(同項第2号)
 - 統計資料の作成(同項第4号)
- 市区町村は、住民の転出入があった場合及び住民票の写しの広域交付を行う場合に、関係する情報を市区町村間で住基ネット回線により送信。(第9条第1項、第12条の4第2項及び第3項、第19条第1項、第24条の2第3項及び第4項)

住基ネットの回線構成図

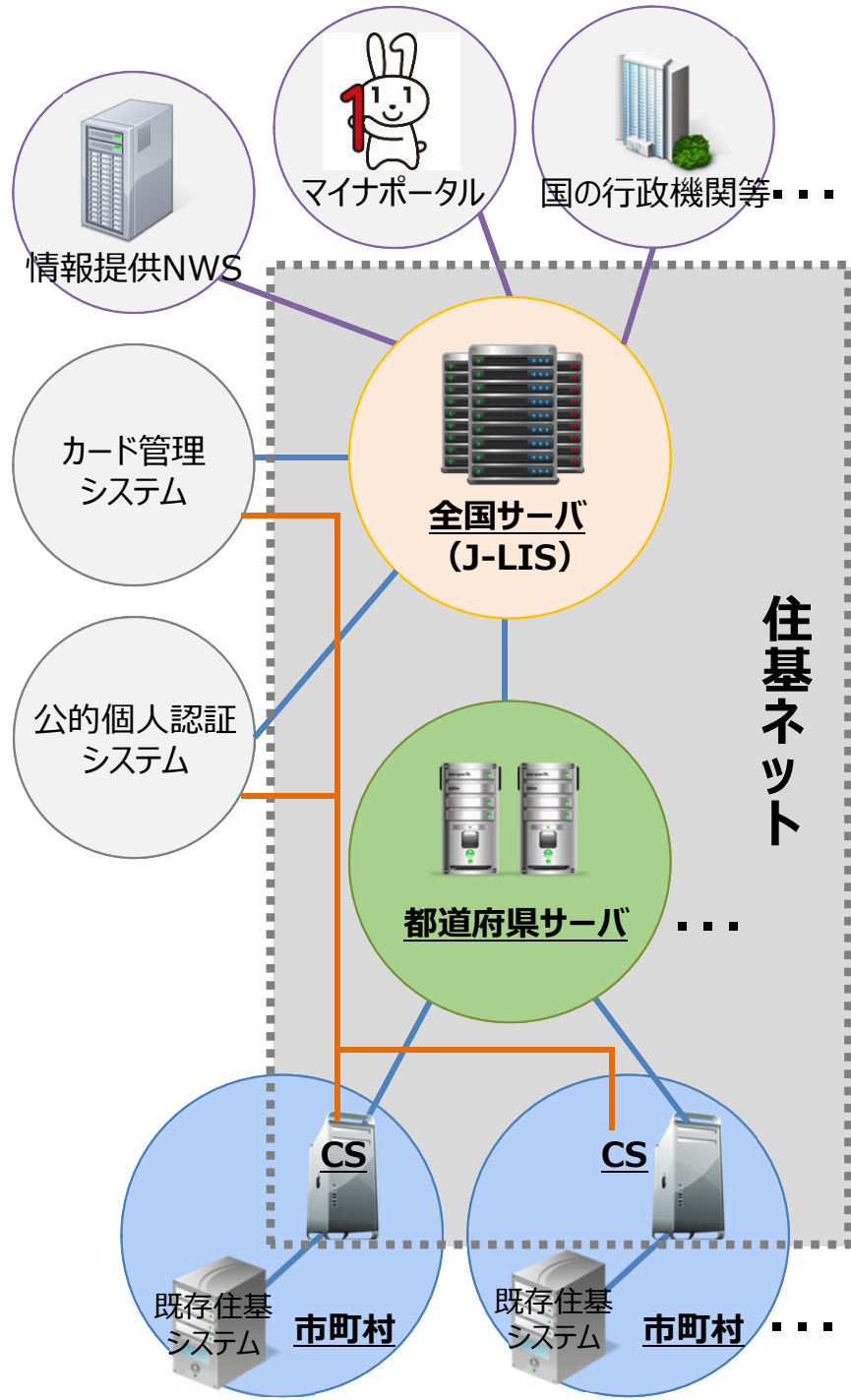


<p>【CS保有情報】 市町村の住民の 本人確認情報</p>	<p>【都道府県サーバ保有情報】 都道府県の住民の 本人確認情報</p>	<p>【全国サーバ(J-LIS)保有情報】 全国の住民の最新の 本人確認情報</p>
<p>本人確認情報 4情報(氏名、住所、生年月日、性別)、マイナンバー、住民票コード 及びこれらの変更情報</p>		

※CS(コミュニケーションサーバ):各市町村の住記システムと住基ネットの橋渡しをするためのサーバ。

※FW(ファイアウォール):ネットワークの通信において、不正侵入を防止する仕組み。既存住基、コミュニケーションサーバ、都道府県サーバ、全国サーバ及び行政機関のサーバ間での通信はFWによって制御。

住基ネットの各サーバの主な機能・役割



全国サーバ	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認情報の記録・保存 ● 本人確認情報の変更履歴の管理 ● 本人確認情報の整合性確認 ● 国の行政機関等への本人確認情報の提供 ● マイナンバー・住民票コードの管理（重複付番の防止） ● 情報提供NWSへの住民票コードの提供（地方公共団体、国の行政機関等及びマイナポータルからの符号取得要求に基づく） ● カード管理システムへの本人確認情報・変更情報の通知 ● 公的個人認証システムへの本人確認情報・変更情報の通知 等
都道府県サーバ (※)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認情報の記録・保存 ● 本人確認情報のJ-LISへの通知 ● 本人確認情報の利用・提供 ● 本人確認情報の整合性確認 ● 全国サーバのバックアップ機能 等 <p>(※) 平成26年から、各都道府県のサーバを集約し、住基全国センターが管理</p>
CS (コミュニケーションサーバ)	<ul style="list-style-type: none"> ● 本人確認情報の都道府県への通知 ● 市町村間の通知（転入通知、転出証明書情報の通知、住民票の写しの広域交付の際の通知 等） ● マイナンバーカードの管理（交付前設定、交付状況の管理、券面事項の更新 等） ● 公的個人認証システムへの通知（電子証明書の発行、失効等に必要データの通知） 等

住民基本台帳ネットワークシステムの利用状況に関する調査（令和3年7月）

住民基本台帳法別表第1の上欄に掲げる国の機関等を対象に、令和2年度の住基ネットの利用状況（照会件数、照会の頻度等）と「プッシュ型通知」（※）のニーズを調査。

※ 本調査においては、以下のような仕組みと仮定

- 1) 予め定められた対象者の本人確認情報について、異動（住所変更、氏名変更等）があった場合に、変更情報が提供される仕組み
- 2) 予め定められた対象者の本人確認情報について、予め定められたタイミングで、提供される仕組み

【令和2年度の利用状況】

都度照会

事務の対象者からの申請等の都度、住基ネット照会を行っているもの。

- **国民年金等の被保険者等の同一住所者の確認**（日本年金機構、年間約8,500万件）
- **国税の税務調査、還付金通知等の対象者の現況確認**（国税庁、年間約2,000万件）
- **健康保険等の保険給付の支給対象者等の現況確認**（社会保険診療報酬支払基金、年間約1,600万件）
- **司法試験受験者の確認**（法務省、年間約4,000件）

等

定期照会

事務の対象者について、定期的に住基ネット照会を行っているもの。

- **国民年金等の被保険者等の異動情報の確認**（日本年金機構、毎月照会、年間約12.2億件）
- **節目年齢（20歳、34歳、44歳、54歳）到達者の確認**（日本年金機構、毎月照会、年間約600万件）
- **恩給の対象者の現況確認**（総務省、3ヵ月ごとに照会、年間約84万件）
- **石綿による健康被害の救済給付の対象者の現況確認**（独立行政法人環境再生保全機構、2ヵ月ごとに照会、年間約8,000件）

等

【プッシュ型通知】

- ・年金、社会保険、税関係の事務など、本人確認情報を定期的に照会している約30事務において、プッシュ型通知のニーズあり、との回答。

＜プッシュ型通知の利用イメージ＞

- 対象者の氏名、住所等に異動がある都度、異動情報の提供を受ける。
- 対象者の氏名、住所等に異動があった場合に、一定の頻度で、一括して異動情報の提供を受ける。
- 対象者の生存状況について、変更があれば、通知を受ける。
- 対象者への文書発送に際して（年1、2回程度）、対象者の氏名、住所等に異動がある場合に、一括して異動情報の提供を受ける。
- 一定の年齢に到達したことにより事務の対象者となった者について、一定の頻度で（例：月1回）、一括して本人確認情報の提供を受ける。

＜意見等＞

- ✓ 現在は、郵便物の返戻等をもって対象者の住所等の変更を把握し、住基ネット照会を行っているところ、プッシュ型通知により、効率的な事務処理を行えるようになることを想定。
- ✓ プッシュ型通知による情報提供の頻度向上や事務処理の効率化を期待。
- ✓ 常に最新の本人確認情報を把握・管理していることが望ましいため、異動情報の提供を受ける頻度（サイクル）は多い（短い）方が好ましいが、情報の正確性や費用対効果も踏まえる必要。
- ✓ 現在の提供方法との併用を希望。

住基ネットの情報

氏名 (旧氏※1、通称※2) (住基法第30条の6第1項)
 住所
 生年月日
 性別
 マイナンバー
 住民票コード
 これらの変更情報

4情報

※1 住民票に旧氏が記載されている日本人住民の場合
 ※2 住民票に通称が記載されている外国人住民の場合

住民基本台帳（住民票）の情報 (住基法第7条)

- ・ 世帯情報 (世帯主である旨、世帯主の氏名及び世帯主との続柄)
- ・ 戸籍の表示 (筆頭者の氏名及び本籍)
- ・ 住民となった年月日
- ・ 一の市町村の区域内で新たに住所を変更した者の住所を定めた年月日
- ・ 新たに市町村の区域内に住所を定めた者の住所を定めた旨の届出の年月日及び従前の住所
- ・ 選挙人名簿への登録の有無
- ・ 国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険・国民年金の被保険者の資格に関する事項
- ・ 児童手当の支給を受けている者の受給資格に関する事項
- ・ 政令で定める事項

・ DV等支援措置対象者の情報

(住民基本台帳事務処理要領第5-10及び平成24年9月26日
 付け総行住第89号総務省自治行政局住民制度課長通知)
 : 申出者、加害者、支援措置 (例: 住民票の写しの交付請求の拒否等)
 を求めるもの等の情報

・ 除票簿(除票)の情報 (住基法第15条の3第1項)

: 住民票に記載していた事項のほか、住民票を消除した事由 (転出の場合には転出により消除した旨及び転出先の住所) 及びその事由の生じた年月日 (転出届に基づき住民票を消除した場合は転出の予定年月日) 又は改製した旨及びその年月日

住民記録システムの情報 (※標準仕様書の対象となる情報に限る。)

- 住基ネットによって管理、利用等される本人確認情報は、氏名、生年月日、性別及び住所からなる4情報に住民票コードとその変更情報を加えたものにすぎず、これらはいずれも個人の内面に關わるような秘匿性の高い情報とはいえない。
- 住基ネットによる本人確認情報の管理、利用等は、法令等の根拠に基づき、住民サービスの向上及び行政事務の効率化という正当な行政目的の範囲内で行われている。以下の点に照らせば、住基ネットにシステム技術上又は法制度上の不備があり、そのために本人確認情報が法令等の根拠に基づかずに又は正当な行政目的の範囲を逸脱して第三者に開示又は公表される具体的な危険が生じているということもできない。
 - ① 住基ネットのシステム上の欠陥等により外部から不当にアクセスされるなどして本人確認情報が容易に漏えいする具体的な危険はないこと。
 - ② 受領者による本人確認情報の目的外利用又は本人確認情報に関する秘密の漏えい等は、懲戒処分又は刑罰をもって禁止されていること。
 - ③ 住基法は、都道府県に本人確認情報の保護に関する審議会を、指定情報処理機関に本人確認情報保護委員会を設置することとして、本人確認情報の適切な取扱いを担保するための制度的措置を講じていること。
- 現行法上、本人確認情報の提供が認められている行政事務において取り扱われる個人情報を一元的に管理することができる機関又は主体は存在しないことなどにも照らせば、住基ネットの運用によって原審がというような具体的な危険が生じているということとはできない。
- 行政機関が住基ネットにより住民である被上告人の本人確認情報を管理、利用等する行為は、個人に関する情報をみだりに第三者に開示又は公表するものということとはできず、当該個人がこれに同意していないとしても、憲法13条により保障された自由を侵害するものではないと解するのが相当。住基ネットによる被上告人の本人確認情報が管理、利用等されることによって、自己のプライバシーに關わる情報の取扱いについて自己決定する権利ないし利益が違法に侵害されたとする被上告人の主張にも理由がない。

Ⅲ 33の課題を解決するための取組方針

1. マイナンバー関連システム整備

1. 1 マイナンバー関連システム (マイナンバー管理システム、マイナポータル等)、住基ネット、自治体システム群の政府関係システムを含めたトータル・デザイン

② 2025年 (令和7年) へ向けたシステム・ネットワークのトータルデザイン (あるべき姿)

(イ) 情報連携基盤 (「公共サービスマッシュ」) の構築

【考え方】

デジタル政府の核心である、ワンスオンリー (同じ情報を2度、国民に求めない) を実現し、国民の負担を減らし、行政のコスト削減・正確性向上を図るためには、行政機関間における情報連携が徹底されることが、必要不可欠である。そのためにデータの照会・提供だけでなく、プッシュ型通知、更新を行うことができ、庁内連携・団体間連携・民間との対外接続に一貫した設計で対応できる仕組みを構築する。

係る仕組みの構築に当たっては、地域情報プラットフォームや情報提供ネットワークシステムの項目定義等の資産を活かしつつ、後方互換性を維持したまま柔軟にデータ項目などの仕様を拡張でき、世帯や代理といった関係属性を扱えて、中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI 連携ができる、柔軟かつ簡素な構成とすることが考えられる。

なお、濫用や漏えいによる問題が発生したり、プライバシー侵害が発生したりすることのないよう、システムについては今後、データベースの分散管理とアクセスコントロールを前提に、新たな手法に転換していく。

【取組方針】

c 情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知の検討・実施

ワンスオンリーの実現には、必要な行政機関・事務に、プッシュ型で通知することが必要不可欠である。このため、情報提供ネットワークシステム及び住所、氏名等の本人確認情報を有する住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知について、2021年度 (令和3年度) に検討し、2022年 (令和4年) の通常国会への法律案提出を視野に、実現を目指す。

d マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本の見直しの検討・実施

デジタル庁において、2022年度 (令和4年度) までに、マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本の見直しを検討し、2025年度 (令和7年度) までに実施する。検討は、情報提供ネットワークシステム等の項目定義等の資産を活かしつつ、後方互換性を維持したまま柔軟にデータ項目などの仕様を拡張でき、世帯や代理といった関係属性を扱えて、中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI 連携ができるなど、柔軟かつ簡素な構成への見直しを方針として行う。その上で、プッシュ型通知機能を含む公共サービスマッシュを構築し、2025年度 (令和7年度) までに全団体のAPI 接続を完了させ、団体間のAPI 連携を通じて世帯などの関係属性を含む住民情報の参照だけでなく、更新に係る手続を連携できる仕組みを整備することを目指す。

2. マイナンバーの利活用の促進

2. 2 多様なセーフティネット：児童手当、生活保護等の情報連携等の改善の検討

【取組方針】

⑤ 情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知の検討・実施

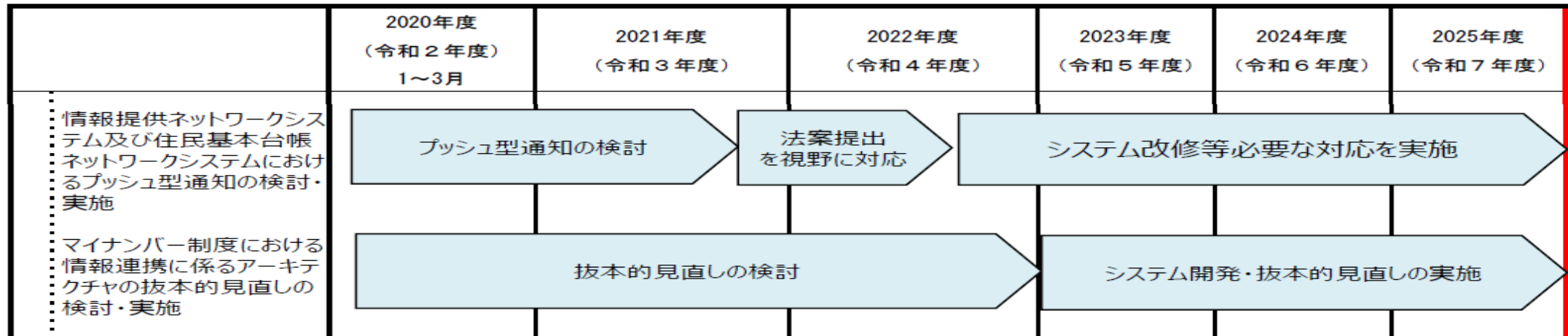
現在、情報提供ネットワークシステム及び住民基本台帳ネットワークシステムは、制度上・システム上ともに、情報を必要とする行政機関が情報を保有する行政機関に照会し、提供を受ける方式となっている。しかし、この方法だけでは、例えば住所変更があっても、各行政機関は照会するまで把握できず、また、全員分について照会をかける必要があり、迅速性・効率性に欠ける。ワンスオンリーの実現については、情報保有機関が、必要な行政機関に対してプッシュ型で通知することが必要不可欠である。

このため、情報提供ネットワークシステム及び住所、氏名等の本人確認情報を有する住民基本台帳ネットワークシステムにおけるプッシュ型通知について、2021年度（令和3年度）に検討し、2022年（令和4年）の通常国会への法律案提出を視野に、実現を目指す。

⑥ マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しの検討・実施

デジタル庁において、2022年度（令和4年度）までに、マイナンバー制度における情報連携に係るアーキテクチャの抜本的見直しを検討し、2025年度（令和7年度）までに実施する。検討は、情報提供ネットワークシステム等の項目定義等の資産を活かしつつ、後方互換性を維持したまま柔軟にデータ項目などの仕様を拡張でき、世帯や代理といった関係属性を扱えて、中間サーバー等を介在させずにリアルタイムでシステム間のAPI連携ができるなど、柔軟かつ簡素な構成への見直しを方針として行う。

IV マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤の抜本的な改善に向けて - 工程表 -



マイナポータル

○ マイナポータルは、「マイナンバーカードをキーとした、わたしの暮らしと行政との入口」として、オンライン申請や、行政機関等が保有する自分の情報の閲覧・取得、お知らせの通知などのサービスを提供しています。

ぴったりサービス

子育てをはじめとする
オンライン申請ができます


※サービスの検索や一部の申請についてはマイナンバーカードがなくてもできます

お知らせ

行政機関等から児童手当
現況届や確定申告などの
あなたに合ったお知らせ
が届きます

もっとつながる


(外部サイト連携)
・e-Tax
・ねんきんネット
などにつながります




わたしの情報

- ・税情報（所得等）
- ・世帯情報
- ・予防接種の履歴

などが確認できます



やりとり履歴の確認

あなたの情報が行政機関で
どのようにやりとりされたか
チェックできます